

〈農業レベル1（初級）チェックシート〉の解説

この手引きは、様式第1号農業レベル1（初級）チェックシートの各チェック項目の必須項目の有無、意図、注意事項、SDGsとの対応などについて案内します。

1. あなたは、「(仮)農業のための生物多様性講習会（初級）」を受講しましたか。

意図（必須項目）：認証を受けるうえで、「生物多様性」に関する知識を持っていることは必須です。講習会を受講して、基礎知識を身につけてください。

ヒント：講習会の開催日時や場所については、機構のHP等でご確認ください。

SDGs：4. 教育

2. あなたが出荷している農産物の名前を季節別にすべて書いてください。

意図：農地に生育、生息する生き物は、四季の変化に対応して生活しています。それぞれの時期に栽培する農産物の管理方法を考え、その時期に現れる生き物に配慮することが大切です。

SDGs：12. つくる責任、つかう責任

3. あなたの農地や農地周辺に、どのような生き物がいるか知っていますか？知っていれば、「はい」と回答して次に進んでください。生き物の名前がわかる人は知っている生き物の名前を、5種類以上あげてください。超過してもかまいません。

意図（必須項目）：自らの農地やその周辺に、どのような生き物がいるのかを知ることが最初の一步。それを知らずに、「生物多様性活動」の認証を得ることはできません。害虫、益虫、へビ、カエル、鳥、魚、水の中の小動物・・・目につくものを記録してみてください。

SDGs：4. 教育

4. 農地や農地周辺では生き物が減っています。あなたが農地や農地周辺で減ったと感じたり、減っていると聞いたりした生き物の名前を書いてください。

意図：子供のころの自分の農地やその周辺の生き物がどのように変化したのかを知ることが、現在の身の回りの生き物や環境の変化に気づくことになります。子供のころを思い出し、現在の環境と比較してみてください。

5. あなたの農地や農地周辺にいる生き物の中で、あなたが守りたい生き物は何ですか。生き物の名前を書いてください。複数あってもかまいません。

意図（必須項目）：農地や農地周辺にいる生き物のすべてを、平等に守るのは難しいかもしれません。まずは、自分の好きな生き物を見つけ、化守りたい生き物を決めてください。守りたい生き物が設定できると、生き物を守るためにどのような農業をしたら良いかを考えるきっかけになります。そして、守りたいと考える生き物の数を増やしていってください。もし、今まで守りたい生き物を考

えたことがなければ、ここで考えて、ひとつ決めてください。

SDGs：15. 陸の豊かさを守ろう

6. あなたが守りたいと思っている生き物は「外来種」ではなく、あなたの農地や農地周辺に以前からいる「在来種」ですか？在来種であることが確認できたら、「はい」と回答して次に進んでください。

意図：外来種の侵入によって、在来の生き物が少なくなったり、絶滅においやられたりしています。守るべき生き物は、昔から日本に住んでいる在来種であり、外来種ではありません。もし、問3で回答した守りたい生き物が外来種であれば変更してください。

ヒント：アカミミガメ、ザリガニ（アメリカザリガニ）、オオクチバス（ブラックバス）、コクチバス、ブルーギル、カダヤシ、アライグマ、スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）などは、注意が必要な外来種です。スクミリンゴガイ以外は、特定外来種法で指定されている生き物で、勝手に放したりすると罰金が課せられます。【植物も必要？ 農地周辺の外来種リスト、作れるか？】

SDGs：15. 陸の豊かさを守ろう

7. あなたが農作業を行う時、「あなたが守りたいと思う生き物」を守るために採用している方法や工夫がありますか。工夫していることがある方は「はい」と回答し、() 内に自由に書いてください。工夫していることがなければ無記入で結構です。

意図：生き物を守るためには、その生き物が生きていくために、どのような環境が必要なのかを知っていなければなりません。そして、その環境が守られたり、作られたりするような農作業の方法を選ばなければなりません。自分が行ってきた農業のやり方が、人や作物にとっても、生き物にとっても良い方法なのかしっかりと考え、より良くしていこうと努力を続けることが大切です。例えば、雑草管理では、薬の使用を減らしたり、刈り取りのタイミングや回数を変えたりすることができます。草刈りを完全にやめてしまうと、藪になって、住めなくなる生き物もいたりします。

守ろうとする生き物がどのような場所（畦の草むら、水路、落ち葉の下など）に住んでいるのか観察してください。多くの生き物は、親がいる場所、産卵に必要な場所、子供が成長する場所が異なっていることにも注意してください。

SDGs：15. 陸の豊かさを守ろう

8. あなたの農地や農地周辺に「絶滅の危機に瀕する生き物」がいるかもしれません。探したことがあったり、探してみようと思っていたりすれば、「はい」と回答してください。もしも、すでに「絶滅の危機に瀕する生き物」がいることを知っていれば、その生き物の名前を書いてください。

意図：徳島県にいる両生・は虫類の23%、植物の20%、鳥類の18%、川にいる魚の13%、哺乳類の5%、昆虫の2%、貝類の2%が、「徳島県版レッドリスト」に掲載されており、絶滅の危機に瀕する生き物となっています。農地や農地周辺の水路や畦等にいる生き物も少なくありません。これら生き物を積極的に保護しながら農業を営むことが望まれます。周辺に絶滅危惧の生き

物がいるのなら、あなたの「守りたい生き物」に加えてみてはいかがでしょうか。

ヒント：「徳島県版レッドリスト」は、以下のホームページで確認できます。

https://www.pref.tokushima.lg.jp/kankyo/kankoubutu/red_date.html/

SDGs：15. 陸の豊かさを守ろう

9. あなたが行っている農作業の方法が、「あなたが守りたいと思う生き物」以外の生き物にとっても助けになっていますか？あるいは、助けになっていけばよいと思っていますか？そのように思っていれば「はい」と回答してください。また、どのような方法がどの生き物の生育・生息につながっているか書ける方は、その方法と生き物の名前を具体的に書いてください。

意図（必須項目）：生き物が必要とする環境は、種類ごとに異なっています。ある種類にとって好都合なことが、他の種類にも好都合であるとは限りません。また、ある種類が住める環境をつくることで、他の多くの種類が住めるようになることもあります。守りたい生き物の性質を見極めながら、なるべく多くの種類の生き物が生きてゆける農業を営んでもらいたいと思います。

SDGs：15. 陸の豊かさを守ろう

10. あなたは、農薬取締法や食品衛生法の規格基準を遵守して、農作物を生産していますか？遵守して生産していると考えられる方は、「はい」と回答して次に進んでください。

意図（必須項目）：消費者の健康を守ることは、生産者の責務です。遵守できてないと思われる方は改善し、消費者が安心して購入できる、危険性のない作物を生産してください。さらに、法律だけに頼らずに、なるべく農薬や肥料の少ない方法で生産してゆくことが、消費者の安心感を大きくするとともに、農地や農地周辺の生き物の暮らしを支えることにつながります。

SDGs：12. つくる責任，つかう責任

11. あなたは、散布した農薬が風で飛散し近隣の他の作物に付着しないよう、また、複数の作物を栽培しているビニールハウス内では目的としない作物に付着しないよう、気をつけようとしていますか？そのように考えている場合は、「はい」と回答して次に進んでください。

意図（必須項目）：飛散した農薬が目的外の作物に付着することで、予期しない農薬の残留が検出されることがあります。そのような場合、食品衛生法上、作物の出荷ができなくなります。農薬や肥料を使用するときには対象とする農産物だけでなく、農地や農地周辺の環境に配慮しましょう。農薬は適量を適正に使用することで、農地の土壌中の小動物や微生物への影響を軽減しましょう。結局、農地内や周辺の生き物を守ることが農産物の価値を高め、消費者の信頼を得やすくなり、ひいては価格を上げることにつながります。

SDGs：12. つくる責任，つかう責任

12. あなたは、農地で使う農薬や肥料の量が多すぎると、余剰分が河川に流れ込んで下流域の水質を悪化させ、生物等にも影響を与える場合があることを理解していますか？理解していれば、「はい」と回答して次に進んでください。

意図 (必須項目) : 農地で散布された農薬は農作物の品質に影響を与える害虫の発生を防ぎ、肥料は根から吸収されて成長の際の栄養になります。両者とも適切な量は農作物を育てるには有益です。では、農作物に吸収されないで残った農薬や肥料はどうなるのでしょうか。農作物に吸収されずに残ると、都合良く分解されて無くならず、河川に流れ込んで川の水を富栄養化させます。さらには、川に住んでいる生き物だけでなく、川の水を利用している生き物、下流の農作物や田畑に住む生き物にも農薬や肥料の成分が影響を与えることがあります。農薬や肥料の使い方次第では、知らないうちにあなたの農地以外にも影響が出る可能性があります。あなたが暮らす地域の生き物を守るには、農薬や肥料の使い方にも気を配ってください。

SDGs : 6. 安全な水

13. 農薬や化学肥料を過度に使用しないようにして、健康な土を保持しながら、作物を育てようとしていますか？あるいは、そのようにしたいと思っていますか？そのように考えていれば、「はい」と回答して次に進んでください。

意図 (必須項目) : 作物の成長に必要な栄養分は土壌から得られますが、土壌は岩石が風化した砂・泥などに落葉・生物起源の有機物が混じって形成されています。土壌中の有機物は、落ち葉等をミミズやダンゴムシといった動物が食べて細かくすることで形成され、栄養は、土に含まれる有機物を細菌等の微生物が無機物に分解することで生成されます。そのため、土の中の生き物はとても重要です。過度の農薬や化学肥料の投入は、土の中の生き物を減少させたり死滅させたりするので、作物の生育にも悪影響を与えることになります。土の中で暮らす生き物たちの力をうまく使い続けながら農業を営んでいくことが長期的には得になる (長期的な安定性をもたらす) ので、農薬や化学肥料の使い方をしっかりと考えることが必要です。また、それは、消費者の安心感を大きくすることにもつながります。

SDGs : 15. 陸の豊かさを守ろう

14. あなたは、農業資材などの資源の 3R (リデュース (削減)、リユース (再利用)、リサイクル (再資源化)) をとおして、循環型社会の構築に貢献しようと思っていますか？そのように考えていれば、「はい」と回答して次に進んでください。

意図 : (必須項目) 天然資源やエネルギーの大量消費・大量廃棄を前提とした一方通行型の社会経済システムを見直すべき時期です。適正な 3R と処分によって天然資源の消費を抑制し、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会は、生物多様性や生態系にも優しい社会です。

SDGs : 12. つくる責任, つかう責任

15. あなたが農作物を販売するとき、地産地消を心がけ、なるべく近い市場への出荷を優先しようと思っていますか？そのように考えていれば、「はい」と回答して次に進んでください。

意図 : 遠くの市場への出荷は、輸送にともなう CO2 排出の増加につながります。地産地消は CO2 排出をおさえることで地球温暖化の緩和に貢献します。

SDGs : 12. つくる責任, つかう責任, 13. 気候変動に具体的な対策

16. あなたの暮らす地域にある「地もの野菜」「地もの作物」について知っていますか？知っている場合は、「はい」と回答して次に進んでください。また、栽培している「地もの野菜」「地もの作物」がある場合は、その名前を書いてください。

意図：地域で栽培されてきた地もの農産物は、地域の環境に適応しているため病害虫や自然環境の変化に強く、気候変動による地球温暖化に適応する品種改良に役立ちます。地もの野菜は改良種にはない特性を持っていて、多様な遺伝子を伝えることができます。

SDGs：12. つくる責任、つかう責任

17. あなたは、農業の営みが、地域の風景・景観を作っていることに気づいていますか？そのように考えている場合は、「はい」と回答して次に進んでください。

意図（必須項目）：日本の里地里山の風景は、世界的にも評価されています。美しいとされるその風景を作り出しているのは農業の営みです。作物の栽培に付随して創出されている風景が地域の魅力づくりにつながっています。地域の風景を作り出している物語が、作物の価値（価格）を上げることにもつながります。

SDGs：11. 住み続けられるまちづくり

18. 雑煮や秋祭りなどの食材は地域によって違いがあります。これは栽培される農産物は地域の自然環境によって違い、それを利用する私たちの暮らしにも関係があるためです。あなたは、このようなそれぞれの地域の歴史で、人と自然との関係の中で作られてきた文化・風習があることを認識し、それを将来に継承したいと思っていますか？そのように思えば、「はい」と回答して次に進んでください

意図：雑煮、七草粥、虫送り、秋祭り（収穫祭）などの文化・風習、また、地域独自の野菜品種等は、地域の自然を活用するための知恵の結晶です。それらを再認識・再検討し、次に継承することが、これからの自然の活用のあり方や、エシカルな暮らしのあり方を考えるための礎となるのではないのでしょうか。

SDGs：11. 住み続けられるまちづくり

19. あなたは、農地やその周辺にいる生き物のことや、生き物が生きている環境のことについて近所の人等と話しをすることがありますか？あるいは、これから話しをしていきたいと思っていますか？そのように思えば、「はい」と回答してください。

意図（必須項目）：講習会で学んだこと、また、このチェックリストを通して考えたことなど、近所の人や知り合いの方と話をしてください。また、農作物を購入してくれる消費者にも、あなたが守ろうとしている生き物や、守るためにどのような努力をしているのか伝えてください。そのことが農作物の価値（価格）を向上させることにつながるはずです。

SDGs：12. つくる責任、つかう責任

参考 用語の解説

用語	解説
生物多様性	「生きもの賑わい」とも言われ、いろいろな場所に様々な特徴を持った生きものが生息・生育している状態を指す。多様性には生息環境の多様性、種類の多様性、遺伝子の多様性を包括している。また、生きものは互いに関わり合いながら世代を超えて維持されることから「生きものつながり」とも捉えられる。
生態系サービス	多様な生きものの様々な働きによる自然の恵みのことを指し、その機能によって大きく「供給サービス」、「調整サービス」、「文化サービス」、「基盤サービス」の四つに分類される。
生物資源	食糧、衣料、薬品など人間の生活に必要な資源として利用される生物。またはそうした生物に由来する原料を指す場合もある。
自然資源	木材、魚などの生物資源と鉱物などを含めた資源、天然資源ともいう。
生態系サービスの持続可能な利用	生態系サービスはデリケートで有限であるため、生物多様性の損失や劣化を食い止め、回復させ、また様々な恵みが枯渇することがないように適切に利用することで、将来にわたって自然の恵みを享受できるようにすること。
遺伝的多様性	同じ種でも地域集団や同一の集団内の個体間で遺伝子の差異が存在することを指し、同一の種内にみられる多様性であることから「主観的多様性」ともいわれる。
ニホンジカ	在来種であるニホンジカは全国で増加しており、農作物や苗木の食害、樹木の剥皮のほか、下層植生の衰退・消滅による生態系への影響、森林土壌の劣化などがみられる。
里地里山	農山村集落とその周辺を差し、薪炭等を生産するなど人との深い関わりを有する森林としての狭義の里山と、雑木林や草原、水辺など幅広い生態系を指す講義の里山がある。また、里地は里山に隣接し、田畑や集落が広がる場所を示す。また、近年は人と深い関わりをもつ海辺や湖辺を里海、里湖などとよぶこともある。
希少種	一般には生息・生育範囲が限定されたり、個体数が少なかったりして希少性が高い種。「徳島県版レッドデータブック」では、カテゴリーの名称にもなっており、その定義は国のレッドリストとほぼ同等で生息・生育条件の変化によって容易に消滅の危機に移行する脆弱性を有する種が記載されている。
特定外来種	元々いなかった場所に人為的に持ち込まれた外来種で、生態系や産業に被害を及ぼしたり恐れのあるものから選ばれた生物。外来生物法で指定され

	<p>ている「特定外来生物」については、取扱に様々な制限がかかっているため、許可を受けなければ移動等をする事はできない。</p>
<p>地産地消</p>	<p>特定の地域で生産された農林水産物等の生産物をその生産された地域内において消費することで、生産物の運搬にかかるコストやエネルギー消費を低減する等により、環境負荷の軽減が期待される取組。</p>
<p>外来種</p>	<p>「外来生物」「移入種」「帰化種」と同義。もともと生息・生育していなかったが、人間の直接、間接の活動によって他の地域から侵入した生きもの。国外起源の「国外外来種」だけでなく、国内の他地域を起源とする「国内外来種」もある。</p>
<p>在来種</p>	<p>もともとその生息地に生息している生物種の個体および集団。</p>
<p>「生物多様性活動」の認証</p>	<p>多様な生物が共存できる環境に配慮したりそれを広めたりする農業者や企業等の事業者の活動、または商品やサービスを認証する制度。</p>
<p>絶滅の危機に瀕する生き物</p>	<p>生物の種が死に絶え滅びる危機にさらされている生き物をを意味する。日本には、現在わかっているだけで9万種以上もの多様な生きものが生息している。しかし、その多くは人間の活動によって生存がおびやかされ、現在のはかつてないスピードで、多くの生きものが絶滅しつつある。大昔に繁栄した恐竜達のように、生きものはいったん絶滅してしまうと、二度と地球上に戻ることはない。また、それぞれの生きものは自然の中で密接につながっているので、ある生きものの絶滅によってバランスが崩れ、自然環境全体に大きな影響を与えてしまうこともある。</p>
<p>①リデュース ②リユース ③リサイクル</p>	<p>循環型社会形成に関するキーワード。まずは、①リデュースでゴミの発生を減らし、次に②リユースで使えるものは繰り返し使い、最後に③リサイクルでゴミとして処分する前に再資源化してもう一度利用することが重要。、3Rとよばれており、①⇒③への順番も重要。</p>
<p>地域の風景・景観</p>	<p>「日常生活の風景や景色」の意味で用いられる。都市の景観、農村の景観のように使われ、人間活動の影響を受けて大きく変化する。地域の人々と自然との関わり方、価値観、時間的要素によって形成される。</p>
<p>地もの野菜 地もの作物</p>	<p>その地方で昔から栽培・収穫されてきた野菜や農産物で他の地域では栽培されていない品種の野菜や農産物（例；美馬太キュウリ、桜島大根、京野菜など）</p>